

～低周波音規制について環境大臣の責任を問う国家賠償訴訟提起に関して～

弁護士 井坂和広

この度、低周波音の規制に関する環境大臣の責任を問うべく、国家賠償訴訟を提起する。特に、環境省が平成16年6月に発表した「参照値」が低周波音によって健康被害を受けている被害者に与える害悪は極めて大きなものがあり、環境大臣の責任はこの参照値発表という作為と適切な規制実施を怠っているという不作為の2本立てで構成されている。

本国賠訴訟に先立って、家庭用エコキュートの低周波音に関する製造物責任訴訟が平成23年7月15日前橋地方裁判所高崎支部に、同年11月14日横浜地方裁判所に、同年10月27日盛岡地方裁判所に業務用エコキュートに関する訴訟が提起され、現在審理中である。これらエコキュート関連訴訟については、平成23年11月17日の朝日新聞夕刊で大きく取り上げられた。

低周波音は、100Hz以下の聞こえにくい音であり、一般的な騒音（100Hz以上）とは異なる。昭和40年代から工場の大型機械の苦情が各自治体等に寄せられ始め、現在のエコキュート・風車問題に至るまで様々な低周波音の問題がマスコミ等に登場し、高速道路や空港の低周波音問題が訴訟で審理されて来た。我が国でも環境庁（現在の環境省）が昭和52年から取組みを開始し、調査研究に基づく報告書を何回も発表しているが、海外での低周波音問題への取組ははるかに早く1990年代に既にオランダ、デンマーク、ポーランド等が低周波音に関するガイドラインを制定している。

本国賠訴訟において最も重要な論点の一つである「参照値」は、平成14年ころから開始した調査結果に基づいて平成16年に「低周波音問題対応の手引書」で発表した「値」で、同書の冒頭に「ガイドラインやアセスメントとして策定したものではない」と記載し、各自治体に「基準として誤った使用をしないように」と通達を出

している。そして、冒頭の記載に「苦情の申立が発生した際に、低周波音によるものかを判断する目安として示した」と続けている。ガイドライン、アセスメント、基準値ではないと明言しつつ、その苦情が低周波音によるものかどうか、つまり因果関係を判断する値を示したという根本的矛盾を自ら冒頭で示している。

現実には、「参照値」は、自治体窓口等において低周波音被害者による苦情対応を拒否する根拠として機能し、公害調整委員会でも低周波音に関する原因裁定申請における棄却決定の理由付けとして利用されている（終結事件の全てが棄却されている）。低周波音の知覚（聞こえるか、感じるか）の限界値を実験的に策定した相対的な評価値である「閾値」又は「最小可聴値」とは関係なく、現実には発生する低周波音による健康被害の殆どは、参照値より低いレベルの低周波音で生じている。従って、参照値は、あらゆる公的機関・公的手続において苦情申立者への対応を拒否する機能を果たす結果となる。

低周波音に関する行政的施策が進んでいる欧州諸国のガイドラインと参照値を比較すると、添付資料が示すとおり、異常なまでの乖離を示し、特に日本の家庭用・業務用機器が発生させる25Hz～63Hzの周波数域で顕著である。特に、近時普及が拡大しているエコキュートは、原子力発電による深夜電力消費という目的と相応しつつ、エコを謳う政府が補助金を出して推奨した電化製品であり、50デシベル前後の運転音が参照値を下回ることはほぼ確実である。

環境省は、環境庁の時代から低周波音問題に取り組を行い、海外の研究成果まで精査し報告しながら、敢えてこれを大きく緩めた「参照値」を発表した。

環境省は、環境基本法1条により、低周波音による公害の発生を規制してこれを抑止する責務を担っているのに、反対に低周波音による被害の訴えを抑止して、低周波音を発生させる企業の活動を擁護する役割を果たしている。この作為の違法性が本国賠の柱の一つである。そして、エコキュートが普及し、欧州諸国より厳しい住宅事情がある我が国においては、欧州諸国より一層厳しい基準値を制定する責務があるのにこれを怠った不作為が二つ目の柱である。